

常時雇用する労働者が101人以上の企業は

- 男性の育児休業等の取得状況
- フルタイム労働者の法定時間外労働等の労働時間の状況

それぞれに数値を用いた目標を設定することが、
義務付けられました！

詳しくはパンフレットの11ページを参照してください

※法の内容を満たさない届出は受付できません！ご不明点は、
事前にご相談下さい。

<よくある質問や注意点>

- 対象の男性労働者がいない場合 → 例外なく、数値目標は必須。
- 「育児休業等」とは
→ 「育児休業」又は「育児休業及び育児目的休暇」のこと。
(育児休業は必須。育児目的休暇のみでは不可)
- 「労働時間の状況」
→ 法定時間外労働・休日労働時間を削減する数値目標。
※休暇(年休等)取得についての目標では不可(パンフの目標例が原則)